

# ○ 標準貨物自動車運送約款

(平成2年運輸省告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第二百十号

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)  
第二章 運送業務等(第三条)  
第三章 積込み又は取卸し等(第四条)  
第四節 貨物の受取及び引渡し(第五条)  
第五節 貨物の積付け(第六条)  
第六節 事故(第七条)  
第七節 運賃、料金等(第八条)  
第八節 責任(第九条)  
第九節 運送(第十条)

第一節 運送の申込み及び引受け(第十二条)

第二節 運送の申込み及び引受け(第十三条)

第三節 積込み又は取卸し等(第十四条)

第四節 貨物の受取及び引渡し(第十五条)

第五節 貨物の積付け(第十六条)

第六節 事故(第十七条)

第七節 運賃、料金等(第十八条)

第八節 責任(第十九条)

第九節 運送(第二十条)

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 貨物の積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

(利用運送及び利用運送手数料)

第十八条 貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。  
第十九条 当店は、荷物の運送を行ったときには、荷送人が責任を負わない事由によるときは、この限りではありません。  
第二十条 当店は、前項までに運送を行ったときには、その貨物が滅失若しくは毀損したときは、この限りではありません。  
第二十一条 当店は、次に掲げる場合に、荷物の運送を行ったときには、荷送人が責任を負いません。  
二 特別手配を要する利用運送を行ふ場合は、前項の規定にかかわらず、別途積みた手数料を收取します。  
三 特別手配を要する利用運送を行ふ場合は、前項の通知を行わなかつた運送について、当店の責により利用運送を行ふ場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は收受しません。

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

第五節 積付け

第六節 事故

第七節 運賃、料金等

第八節 責任

第九節 運送

第一節 通則

第二章 運送業務等

第三章 積込み又は取卸し等

第四節 貨物の受取及び引渡し

(中止手数料)

第三十八条 当店は、運送の中止の指図に応じた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるときは、この限りではありません。  
二 一連送引受書に記載した集貨予定日の前々日までに中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運送手数料を支払う場合に、荷送人が責任を負いません。  
二 一連送引受書に記載した集貨予定日の前日までに中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運送手数料を支払う場合に、荷送人が責任を負いません。  
二 一連送引受書に記載した集貨予定日の前日までに中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運送手数料を支払う場合に、荷送人が責任を負いません。  
二 一連送引受書に記載した集貨予定日の前日までに中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運送手数料を支払う場合に、荷送人が責任を負いません。

(責任と損害)

第三十九条 当店は、荷物の滅失、毀損についての責任は、荷送人から受け取った時に始まります。

第四十条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、その貨物が滅失若しくは損傷してしまったときは、この限りではありません。

第四十一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十二条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十三条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十四条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十五条 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延滞その他の損害については、損害賠償の責任は負いません。

第四十六条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十七条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十八条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第四十九条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十二条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十三条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十四条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十五条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十六条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十七条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十八条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第五十九条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第六十条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に、荷送人が荷物の運送に係る手数料を支払ったときは、この限りではありません。

第六十一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間に